

# 5 相続税

## 統計表を見る方のために

### 1 利用上の注意

この章は、平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成16年10月31日までの間の申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

### 2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税…… 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分…… 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、贈与財産価額 相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額…… 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納税猶予…… 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

### 3 相続税の税率等(平成15年分)

法定相続分に応ずる取得金額	1,000万以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	3億円超
税率	% 10	% 15	% 20	% 30	% 40	% 50
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	4,700万円

(使用方法) 法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

### 4 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除…… 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
- イ 暦年課税分…… 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続贈与税額控除 税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減…… 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。  
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除…… 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除…… 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除…… 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 相続時精算課税分…… 相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続贈与税額控除 税額から控除される。
- (3) 遺産に係る基礎控除…… 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

## 5-1 課 税 状 況

## (1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	
取 得 財 産 価 額	4,317	333,361,583	
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	4	54,627	
債 務 控 除 額	2,214	25,617,750	
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	451	1,607,299	
課 税 価 格	<b>実 4,327</b>	<b>309,403,778</b>	
相 続 税 額	算 出 税 額	4,209	40,043,375
	2 割 加 算 額	210	237,905
	<b>計</b>	<b>実 4,209</b>	<b>40,281,280</b>
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税 額	138	105,456
	配 偶 者	836	12,497,481
	未 成 年 者	60	31,352
	障 害 者	77	84,489
	相 次 相 続	196	1,471
	外 国 税 額	—	—
<b>計</b>	<b>実 1,252</b>	<b>12,720,250</b>	
差 引 税 額	実 3,652	27,561,030	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	—	—	
小 計	3,652	27,561,030	
納 税 猶 予 額	304	6,084,311	
納 付 税 額	<b>実 3,533</b>	<b>21,476,719</b>	
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	—	—	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,551	129,020,000	

調査対象等：平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 数 の
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成11年分	4,493	329,056,968	49,905,378	14,936,100	3,600	26,550,168	1,590
12	4,892	372,649,644	65,690,414	22,675,207	3,942	34,533,800	1,695
13	4,149	328,524,316	57,395,146	14,218,102	3,430	33,324,441	1,506
14	4,471	315,661,619	45,851,480	13,465,464	3,652	24,354,265	1,568
15	4,327	309,403,778	40,281,280	12,720,250	3,533	21,476,719	1,551

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

5 相続税

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本 年 分	申 告 額	4,328	308,941,427	3,531	21,459,123	1,551
	修正申告による増差額	75	952,711	102	168,539	48
	更正による増差額	—	—	—	—	—
	更正等による減差額	37	△ 490,360	44	△ 150,943	18
	決 定 額	—	—	—	—	—
	<b>計</b>	<b>実 4,327</b>	<b>309,403,778</b>	<b>実 3,533</b>	<b>21,476,719</b>	<b>実 1,551</b>
過 年 分	申 告 額	96	4,914,370	89	249,296	43
	修正申告による増差額	940	13,355,790	1,352	3,365,148	518
	更正による増差額	5	176,858	5	22,346	2
	更正等による減差額	132	△ 3,941,709	189	△ 1,734,164	106
	決 定 額	—	—	—	—	—
	<b>計</b>	<b>実 115</b>	<b>14,505,309</b>	<b>実 163</b>	<b>1,902,626</b>	<b>実 43</b>
合 計	申 告 額	4,424	313,855,797	3,620	21,708,419	1,594
	修正申告による増差額	1,015	14,308,501	1,454	3,533,687	566
	更正による増差額	5	176,858	5	22,346	2
	更正等による減差額	169	△ 4,432,069	233	△ 1,885,108	124
	決 定 額	—	—	—	—	—
	<b>計</b>	<b>実 4,442</b>	<b>323,909,087</b>	<b>実 3,696</b>	<b>23,379,345</b>	<b>実 1,594</b>

調査対象等：「本年分」は、平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年11月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注)「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	16	3,925	26	6,514	1	2,286
過 年 分	1,022	280,616	116	32,600	107	284,153
合 計	<b>1,038</b>	<b>284,541</b>	<b>142</b>	<b>39,114</b>	<b>108</b>	<b>286,438</b>

調査対象等：「(3) 申告及び処理の状況」と同じである。

## (5) 税務署別課税状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
徳 島 県	徳 島	482	41,384,053	374	2,863,236	186
	鳴 門	221	19,241,550	162	1,189,911	89
	阿 南	83	5,500,756	57	129,597	32
	川 島	43	3,385,913	37	264,102	16
	脇 町	35	2,197,355	29	165,546	10
	池 田	27	1,326,321	24	64,771	10
計	<b>891</b>	<b>73,035,948</b>	<b>683</b>	<b>4,677,163</b>	<b>343</b>	
香 川 県	高 松	712	52,468,952	591	4,024,784	249
	丸 亀	186	10,545,965	146	494,256	68
	坂 出	176	10,795,720	134	527,094	65
	観 音 寺	133	8,159,374	108	511,330	45
	長 尾	55	2,865,816	44	102,310	19
	土 庄	31	1,492,783	27	95,187	9
計	<b>1,293</b>	<b>86,328,610</b>	<b>1,050</b>	<b>5,754,961</b>	<b>455</b>	
愛 媛 県	松 山	769	52,686,738	649	3,545,627	265
	今 治	171	9,936,881	150	468,967	58
	宇 和 島	49	4,050,831	39	282,668	20
	八 幡 浜	58	4,178,660	47	346,704	21
	新 居 浜	146	9,241,817	131	790,402	46
	伊 予 西 条	125	7,815,596	100	569,920	43
	大 洲	64	4,167,057	51	302,452	22
伊 予 三 島	108	7,839,325	86	401,341	46	
計	<b>1,490</b>	<b>99,916,905</b>	<b>1,253</b>	<b>6,708,080</b>	<b>521</b>	
高 知 県	高 知	368	31,309,546	317	2,934,554	131
	安 芸	23	1,619,410	21	220,831	8
	南 国	123	7,630,557	95	498,906	45
	須 崎	32	1,748,487	25	114,699	12
	中 村	59	4,937,665	50	424,015	17
	伊 野	48	2,876,650	39	143,511	19
計	<b>653</b>	<b>50,122,315</b>	<b>547</b>	<b>4,336,516</b>	<b>232</b>	
全 管 計	<b>4,327</b>	<b>309,403,778</b>	<b>3,533</b>	<b>21,476,719</b>	<b>1,551</b>	

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## 5-2 相続財産価格階級別

## (1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格			納付税額	法定相続人の数
		課税価格	内相続時精算課税適用財産価額	内暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1億円以下	276	23,564,686	47,900	130,477	291,874	672
1億円超	800	112,953,605	—	697,049	3,751,570	2,680
2億円 "	249	59,803,934	—	360,783	3,759,150	923
3億円 "	149	55,256,474	—	225,684	5,317,647	574
5億円 "	45	25,693,621	—	113,202	3,353,385	180
7億円 "	24	20,074,355	6,727	33,904	2,818,292	87
10億円 "	7	7,734,304	—	34,960	1,692,479	28
20億円 "	1	3,860,448	—	—	474,727	3
<b>合計</b>	<b>1,551</b>	<b>308,941,427</b>	<b>54,627</b>	<b>1,596,059</b>	<b>21,459,123</b>	<b>5,147</b>

調査対象等：平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1億円以下	1	51	87	101	36	—	—	—	—	—	—	—
1億円超	2	46	148	280	203	75	28	11	3	3	—	1
2億円 "	1	4	36	90	64	29	11	7	3	3	1	—
3億円 "	—	2	18	53	37	21	9	4	4	—	1	—
5億円 "	—	—	3	17	12	7	4	1	—	1	—	—
7億円 "	—	—	2	11	8	2	—	—	1	—	—	—
10億円 "	—	—	—	3	3	—	—	1	—	—	—	—
20億円 "	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>103</b>	<b>294</b>	<b>556</b>	<b>363</b>	<b>134</b>	<b>52</b>	<b>24</b>	<b>11</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>1</b>

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

## 5-3 相続財産種類別

被相続人数、財産価額

財産等の種類	被相続人の数	取得財産価額
	人	千円
土地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	59,348,239
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	13,553,140
	宅地(借地権を含む。)	116,291,232
	山林	1,146,143
	その他の土地	12,620,199
	<b>計</b>	<b>202,958,953</b>
家事業(農業)用財産	屋、構築物	14,743,835
	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	656,498
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	223,528
	売掛金	147,170
	その他の財産	487,221
	<b>計</b>	<b>1,514,417</b>
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	9,424,852
	同上以外の株式及び出資	11,662,361
	公債及び社債	4,618,308
	投資・貸付信託受益証券	3,020,470
	<b>計</b>	<b>28,725,991</b>
現金、預貯金等		55,956,180
	家庭用財産	457,750
その他の財産	生命保険金等	9,378,838
	退職金及び功労金等	2,873,226
	立木	440,569
	その他	15,868,178
	<b>計</b>	<b>28,560,811</b>
<b>合計</b>	<b>実 1,551</b>	<b>332,917,938</b>
相続時精算課税適用財産価額	2	54,627
債務	1,416	22,449,932
葬式費用	1,524	3,175,285
	<b>計</b>	<b>25,625,217</b>
差引純資産価額	実 1,551	307,347,348
暦年課税分贈与財産価額	239	1,596,059
<b>課税価格</b>	<b>実 1,551</b>	<b>308,941,427</b>

調査対象等：平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。